

副本

平成25年(ワ)第1356号, 平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 甲 ほか67名


被告 国

第 4 準 備 書 面

平成27年10月15日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御 中

被告指定代理人

早 崎 裕 子 


室 井 智 

宍 藤 雅 彦 

鶴 田 き 之 

八 木 和 広 

越 取 樹 

水 島 淳 

目 次

第 1	はじめに	3
第 2	九州朝鮮中高級学校が本件規程 1 3 条の基準に適合すると認めるに至らない とした文部科学大臣の判断は裁量権を逸脱するものではないこと	4
1	本件規程 1 3 条の適合性判断において教育基本法 1 6 条 1 項を読み込むこと は支給法の趣旨に反するものではないこと	4
2	本件規程 1 3 条の適合性判断において教育基本法 1 6 条 1 項を読み込むこと は不合理ではないこと	6
3	本件不指定処分は審査会の議論を踏まえたものであること	8
4	文部科学大臣の判断経過は不合理とはいえないこと	10
第 3	本件不指定処分に事実誤認はないこと	11
1	「不当な支配」について	11
2	九州朝鮮中高級学校は適正な学校運営がされており、就学支援金を流用する おそれがないとはいえないこと	14
3	本件不指定処分は前提となる事実に重大な誤認はないこと	17
第 4	本件不指定処分は政治的・外交的理由によってされたものではないこと	19
第 5	本件不指定処分は行政手続法 6 条及び 7 条に違反しないこと	21
1	標準処理期間を定めていないことは行政手続法 6 条に違反しないこと	21
2	本件不指定処分までに時間を要したことは行政手続法 7 条に違反しないこと	22
第 6	原告準備書面(5)第 5 ( 3 3 ページ) 記載の求釈明事項に対する回答	23
1	求釈明事項	23
2	回答	23
(1)	求釈明事項 1 について	23
(2)	求釈明事項 2 について	24

被告は、本準備書面において、原告らの平成27年7月9日付け準備書面(5) (以下「原告準備書面(5)」) という。) 及び同日付け準備書面(6) (以下「原告準備書面(6)」) に対し、必要と認める範囲で反論する。また、原告準備書面(5)第5 (33ページ) 記載の求釈明事項について、必要と認める限度で回答する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほかは、従前の例による (本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。)

## 第1 はじめに

1 本件の争点は、裁量処分である本件不指定処分が違法であるか否かであり、具体的には、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないとした文部科学大臣の判断が、裁量権の範囲を逸脱し、又は支給法が文部科学大臣に裁量を認めた目的を無視し、著しく妥当性を欠き、裁量権の濫用があつたと認められるかどうかである。

被告の主張の要旨は、被告第2準備書面第1の1及び2 (4, 5ページ) で述べたとおりであり、文部科学大臣は、種々の事実を踏まえた上で、九州朝鮮中高級学校を含む朝鮮高級学校について、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないと判断したものであり、このような文部科学大臣の判断は不合理的とはいえず、したがって、本件不指定処分が違法であるとは到底いえない。

しかも、国賠法1条1項の違法は、公務員が行為規範に違背したか否かによって判断されるべきであるから、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該処分をしたと認め得るような事情がある場合に限り、同項の違法があることとなる。しかるに、上記で述べたような文部科学大臣の判断が、公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該処分をしたものであるとは到底いえない。

2 以下では、原告らの支給法の解釈等が誤りであり、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないとした文部科学大臣の判断

は裁量権を逸脱するものではないこと（後記第2）、本件不指定処分に事実誤認はないこと（後記第3）、本件不指定処分は政治的・外交的理由によってされたものではないこと（後記第4）、本件不指定処分は行政手続法6条及び7条に違反しないこと（後記第5）について述べ、原告準備書面(5)第5（33ページ）記載の求釈明事項に対し、必要と認める限度で回答する（後記第6）。

## 第2 九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らないとした文部科学大臣の判断は裁量権を逸脱するものではないこと

1 本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは支給法の趣旨に反するものではないこと

(1) 原告らは、支給法が子どもの学習権の均等な保障という意味の「教育の機会均等」を実現するために制定された法律であり、同法の制定に係る国会審議においても、支給対象外国人学校の指定・不指定の判断に当たり、教育上の観点から客観的に判断することが繰り返し確認されてきたにもかかわらず、本件規程13条の適合性判断において、教育基本法16条1項を読み込むことは、客観的判断を担保するために専修学校設置基準を基に策定された本件省令1条1項2号ハを骨抜きにするものであり、支給法の趣旨に反すると主張する（原告準備書面(5)第2の1ないし3・6ないし12ページ）。

(2) この点、支給法は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする（1条）ものであるが、日本国内の外国人学校で学ぶ全ての高校生に対する教育の機会均等を等しく確保することを要求するものでも、無条件にその無償化を求めることまで保障するものでもなく、また、就学支援金の支給対象校としての指定処分は、いわゆる給付行政・給付処分であり、支給対象校としての不指定処分が侵害行政・侵害処分となるものではないから、支給対象外国人学校として指定するか否かの判断において、教育基本法16条1項の教育に対する「不

当な支配」の及んでいる外国人学校が、支給対象外国人学校として指定することができないものとして、その適合性の判断要素として同条項の趣旨を組み入れることが、支給法の趣旨に反するとはいえない(被告第1準備書面第5の1(3)及び(4)・30, 31ページ参照)。なお、本件不指定処分は、本件規程13条の適合性を検討、判断した結果であり、本件規程に定める指定の基準及び手続等を離れて、原告らのみを差別した結果というのではない(被告第1準備書面第8の1・51ページ)。

原告らは、本件規程について、就学支援金の支給対象となる学校を教育上の観点から客観的に判断することを担保するために、専修学校設置基準を基に策定された旨主張するが(原告準備書面(5)第2の3(1)イ・8, 9ページ)、検討会議の報告書(甲第11号証)において、「したがって、各種学校である外国人学校のうち『高等学校の課程に類する課程を置くもの』に求められる基準は、『専修学校高等課程』に求められる水準に加えて、高等学校に求められている教育活動の水準も加味しながら、『高等学校の課程に類する課程』を置くものとして限定が可能な基準となるよう、策定することが適當である。」(同号証5ページ。傍点は引用者)と、本件規程が専修学校設置基準とは異なる要素を加味して策定する別個の基準となることを前提に検討されたものである(なお、本件規程13条の策定経緯については、被告第1準備書面第4の3及び4(23ないし29ページ)並びに被告第2準備書面第5の2(28ないし30ページ)参照)。

そして、支給法の制定に係る国会密議等においても、本件規程13条の適合性判断について、教育基本法16条1項の「不当な支配」の有無が問題とされていたのであるから(被告第1準備書面第3の1及び2・17ないし22ページ参照)、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項の「不当な支配」を読み込むことは当初から予定されていたものであって、そのことが支給法の趣旨に背理するものではない。

なお、本件規程は、高等学校の課程に類する課程を置くことの確認が制度的に担保できない外国人学校について、「高等学校の課程に類する課程」を有するものと認められるかどうかを制度的・客観的に判断するための基準であり、本件規程の各基準を全て満たすと認めるに至った場合に初めて就学支援助金の支給対象となるものである。そして、文部科学大臣は、正に、この制度的・客観的に判断するための基準である本件規程に基づいて判断するとともに、種々の事実を踏まえて判断したものであるから、このような文部科学大臣の判断が主観的・恣意的な判断とはいえない。

2 本件規程 13 条の適合性判断において教育基本法 16 条 1 項を読み込むことは不合理ではないこと

(1) 原告らは、本件規程 13 条の適合性判断において教育基本法 16 条 1 項を読み込むことについて、「自主性が『歪められていない』という『ないこと』の証明を学校側に求めることは、“悪魔の証明”を求めるに等しく、生徒たちの学習権の充実を目指した支給法の趣旨に反することは明らかであることに加え、「審査会における議論においても、本訴訟における被告の主張においても自主性が歪められていることに関する具体的な事実は全く出されていない」(原告準備書面(5)第2の3(1)エ(7)・10ページ)こと、下位規程によって、支給法の予定していない強制調査を必要とするものであることからすれば不合理であるとし、さらに、支給法が、本件規程 13 条の適合性に懸念が残ったときには、留意事項を付して事後の経過を見守ることなどを予定していることからすれば(同第2の3(1)エ(4)・10, 11ページ)、本件規程の基準を空文化するものであって、朝鮮高級学校のみを支給法の対象外とするための基準の恣意的運用であると主張する(同第2の3(2)・11, 12ページ)。

(2) しかしながら、被告第1準備書面第5の1(29ないし31ページ)及び被告第2準備書面第2(6, 7ページ)などで述べたとおり、支給法は、法

令に基づく適正な学校運営がされていないおそれや懸念がある場合にまで就学支援金を支給すべきことを予定しておらず、支給法2条1項5号及び本件省令1条1項2号ハの規定を受けた支給対象外国人学校の指定処分は、文部科学大臣が本件規程の各基準を全て満たすと認めるに至った場合に初めてされるものであるから、本件規程13条の適合性に関する事実について原告らに明らかにするよう求めることは何ら不合理ではない。

そして、朝鮮高級学校について、法令に基づく適正な学校運営が行われているか否か、「不当な支配」の有無等が具体的に審査されていたことは、被告第1準備書面第5の3（32ないし43ページ）、被告第2準備書面第3の6（16ないし21ページ）及び被告第3準備書面第5の2（22ないし34ページ）などで繰り返し述べてきたとおりであり、支援室から照会された事項に対する九州朝鮮中高級学校の回答内容は、北朝鮮や朝鮮総聯傘下影響力を否定するような記載がある一方、客観的には北朝鮮や朝鮮総聯傘下の団体と関係があるような矛盾する回答もされ、また、公安調査庁の報告、同庁長官の国会における発言、朝鮮総聯のホームページ、国内の報道機関のみならず、北朝鮮側及び朝鮮総聯側の報道機関からの各新聞報道、団体からの申入書等からは、適正な学校運営が行われていないと疑われる事情等が認められる状況となっていた。このように、審査会においては、九州朝鮮中高級学校の提出した本件申請書類及び照会に対する回答内容のほか、公安調査庁の報告や同庁長官の発言、朝鮮総聯のホームページ、国内並びに北朝鮮側及び朝鮮総聯側の報道機関の報道等、種々の資料から得られた具体的な事情を基に検討が行われたものであり、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むことは申請者に「悪魔の証明」を求めるものではない。

また、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込んだ場合、原告らに強制調査を強いる結果になるという原告らの主張には

論理の飛躍があるし、支給法が就学支援金制度の対象を私立高等学校等の設置者ではなく生徒個人とし、生徒等に対して確実な支援をすることを目的としていることからすれば、生徒等個人に支給した就学支援金が授業料以外に流用されるおそれが否定できない場合には、文部科学大臣において、当該生徒らが通学する支給対象外国人学校を指定しないと判断すべきは当然のことであり、そのようなおそれが払拭されていないにもかかわらず、取りあえず支給対象外国人学校に指定した上で、事後的な対応をすれば足りるとするのは、かえって支給法の趣旨に反するものである。本件規程中、留意事項について定めた1・8条は、「第2章 指定の基準」ではなく、「第3章 指定の手続等」に規定されており、留意事項は飽くまで指定の要件を満たした学校を対象とするものであって、本件規程は留意事項を指定の基準とすることを予定していない。

なお、原告らは、朝鮮高級学校についてのみ恣意的な基準の運用がされたと主張するが、ホライゾン・ジャパン・インターナショナルスクール及びコリア国際学園の指定に当たっても、朝鮮高級学校と同様に、本件規程13条が規定する適正な学校運営がされているかどうか、就学支援金が受給権者である生徒等に対する授業料に係る債権に確実に充当されるかどうかなどの点を含め、同規程の全ての事項についての適合性を入念に審査したことは、被告第3準備書面第5の1(2)(21ページ)で述べたとおりである。

(3) したがって、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項を読み込むのは不合理であるとする原告らの主張は理由がない。

### 3 本件不指定処分は審査会の議論を踏まえたものであること

(1) 原告らは、第6回審査会の配付資料(甲第20号証の6の2)を挙げて、「朝鮮高校はハ号規程の審査をクリアした状態にあった」、「指定を前提にした留意事項の検討段階にあった」と主張し、本件不指定処分は、審査会におけるかかる議論状況と余りにかい離していると主張する(原告準備書面(5))



第2の4(2)・13, 14ページ)。

(2) しかしながら、そもそも、原告らが指摘する審査会の配付資料は、支援案が、審査会の進行状況等を踏まえ、議論の便宜に資するために、その時々における検討や考え方を参考にして各審査会の開催前に作成した説明資料であって、審査会における議論の結果ではない(被告第3準備書面第5の2(1)・22ページ)。また、原告らが指摘する資料が配布された第6回審査会では、「いくら確認しても、すつきり指定することができるようにならない。留意事項の内容について検討すること自体はよいが、学校運営などの面で適正かどうか判断しがたいとも思われる。」「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか。」との意見が出されているばかりか(乙第6号証の3・2ページ)、配付資料として「今後の朝鮮高級学校への確認事項」が示されていたのであり(甲第20号証の6の6)、引き続き朝鮮高級学校に対する確認をする必要があるとされていたのであるから、「審査をクリアした状態」、「指定を前提にした留意事項の検討段階」にあつたとは到底いえない。また、審査会における留意事項の検討は、飽くまで「仮に指定するとした場合」(甲第20号証の6の5)に向けて準備中の資料にすぎないから、同資料が作成されていたことをもって、指定をする決定の存在を前提に検討されていたことを意味することにはならない。

なお、原告らは、審査会では、朝鮮高級学校が朝鮮総連の直轄組織である教育会によって運営されているという事実は確認されなかったと主張するが(原告準備書面(5)第2の4(2)・14ページ)、朝鮮高級学校と教育会との関係の有無について関係がないとされたものではない。

(3) 以上のとおり、本件不指定処分は、審査会の議論を踏まえたものであり、「朝鮮学校は本件規程ハ号規程の審査をクリアした状態にあつた」、「指定を前提にした留意事項の検討段階にあつた」とはいえず、本件不指定処分が

審査会における議論の状況と余りにかい離しているともいえない。

#### 4 文部科学大臣の判断経過は不合理とはいえないこと

(1) 原告らは、下村前文部科学大臣が、平成24年12月28日の記者会見において、「不指定の方向で手続を進めたい」と発言し（甲第60号証の1）、同年9月10日以降審査会を開催せず、審査会の結論を開かず根拠のない報道を鵜呑みにして平成25年2月20日に本件不指定処分に関与し、かかる判断経過は審査会の意見ともかい離するものであり、裁量権の逸脱は明らかであると主張する（原告準備書面(5)第2の4(3)及び(4)・15ないし17ページ）。

(2) しかしながら、被告第1準備書面第5の3(1)（32ページ）及び第7の2（49, 50ページ）並びに前記3(2)で述べたとおり、審査会においては、朝鮮高級学校について、法令に基づく適正な学校運営がされていることに疑問がある旨の意見や、審査会の審査に限界がある旨の意見は出されているものの、本件規程13条の基準に適合する旨の積極的な意見が出されているものではないから、下村前文部科学大臣の平成24年12月28日の記者会見における発言は当時の審査会の意見と矛盾するものではない。

また、原告らは、審査会では、朝鮮高校について、「朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいる」という事実が確認されており、それら自主性を保っている具体的事実が指摘されていたにもかかわらず、文部科学大臣が「根拠不明の各報道を鵜呑み」にしたと主張する（原告準備書面(5)第2の4(3)・15, 16ページ）。しかしながら、これまで繰り返し述べてきたとおり、文部科学大臣は、種々の事実を踏まえた上で本件不指定処分をしたものであり、各報道のみに基づいて判断したものである上、上記のとおり、審査会は、原告らが指摘するような意見を述べておらず、文部科学大臣は、審査会が「真偽の確認を得ることについては限界がある」（乙第6号証の4）と述べたことも踏まえて本件不指定処分を

したものであり、その通知書（甲第13号証）にも、「同規程第13条に適合すると認めるに至らなかったことから、認められません。」との理由を付したものである。

(3) したがって、文部科学大臣が、審査会の意見を無視し、各報道のみを鵜呑みにして本件不支給決定をしたという原告らの指摘は誤りであり、審査会の審査に限界があったことからすれば、開催された4回の審査会の議論を考慮した上で本件不指定処分をした文部科学大臣の判断は不合理とはいえない。

### 第3 本件不指定処分に事実誤認はないこと

#### 1. 「不当な支配」について

(1) 原告らは、仮に、本件規程13条の適合性判断において教育基本法16条1項の「不当な支配」を読み込むとした場合であっても、①朝鮮学校の歴史的経緯からすれば、朝鮮共和国や朝鮮総聯と一定の関係があるのは当然であって、在日朝鮮人を対象とした民族教育を実施するために、それらの関係を持ち続けるという自主性が私立学校として当然に尊重されなければならない（原告準備書面(5)第3の2(1)・17, 18ページ）、②朝鮮学校が朝鮮共和国や朝鮮総聯と一定の関係性を持つことは、外国人学校としての自主性を保つために必要不可欠であり（同第3の2(2)・18, 19ページ）、③朝鮮学校が朝鮮総聯等と一定の関係があることと、「不当な支配」があることとは別次元の議論であって、朝鮮高校における教育現場の自主性は阻害されていないと主張する（同第3の2(3)・19, 20ページ）。

(2) この点、私立学校や外国人学校の自主性が尊重されるべきことや、単に本国や一定の団体と関係があることのみをもって教育基本法16条1項の「不当な支配」がある場合に当たるものではないということは、そのとおりであり、被告も、そのようなことを主張しているものではない。本件については、朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総聯とは、単に一定の関係があるというにとど

まらず、正に就学支援金の支給要件である適正な学校運営がされていないと疑われる事情や、朝鮮総聯が朝鮮学校を利用して資金を集めており、支給された就学支援金が支給法の趣旨に反する用途に用いられると疑われる事情等があったため、本件規程 13 条の基準に適合すると認めるに至らないとの判断に至ったものであり、朝鮮高級学校と北朝鮮や朝鮮総聯と一定の関係があることのみをもって上記判断に至ったものではない。

(3) 原告らは、神戸地方裁判所平成 26 年 4 月 22 日判決 (甲 A 第 66 号証)、福岡高等裁判所平成 25 年 7 月 17 日判決 (甲 A 第 68 号証) 及び福岡地方裁判所平成 25 年 2 月 15 日判決 (甲 A 第 67 号証) を挙げて、朝鮮総聯等と朝鮮高級学校との関係が教育基本法 16 条 1 項の「不当な支配」に当たるとはいえないことや財産流用のおそれのないことが明らかであると主張する (原告準備書面 (5) 第 3 の 2 (4)・20, 21 ページ)。

しかしながら、以下で述べるとおり、原告らが指摘する上記各裁判例はその主張の根拠とならない。

ア 神戸地方裁判所平成 26 年 4 月 22 日判決について

同判決は、兵庫県知事が兵庫県の要綱等に基づいてした朝鮮学校を経営する学校法人に対する補助金交付決定が、地方自治法 232 条の 2 が規定する「その公益上必要がある場合」に当たるかどうかが争われた住民訴訟の事案において、専ら、朝鮮学校における教育内容が朝鮮総聯から強制されたものとして「不当な支配」に当たるか否かについて判断したものであり、就学支援金の支給対象外国人学校の指定をするか否かを判断するに当たって、就学支援金の支給要件である本件規程 13 条に規定された就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当や、法令に基づき適正な学校運営が問題となる本件とは事案を異にする。

なお、同判決が判示するように、教育関連法令が設けている教育行政による各種の規制や監督は、各種学校における教育が「不当な支配」に服し

ない教育として公認するに足りる程度の公益性を有することを確保する趣旨を含むものと解することは可能である。しかしながら、そのような趣旨の当該規制や監督が適正にされていることのみから、当該学校に「不当な支配」が及んでいることが疑われる事情の存在する個別の事案においても、直ちに「不当な支配」が及んでいないとまで推認することは相当ではない。「不当な支配」が当該学校に及んでいるか否かについては、各種学校として認可され、規制、監督が適正にされていたというだけでなく、「不当な支配」が学校に及んでいるとの疑念を生じさせるような事情の有無等も含めた総合的な検討を要するのであるから、この意味においても、同判決の判示は本件には妥当しないというべきである。

また、上記の点はおくとしても、同判決は、「そして、本件全証拠によっても、本件各学校について、上記規制や監督が適正に行われていないことをうかがわせる事情は見当たらないから、本件各学校に『不当な支配』が及んでいる旨の原告らの主張は採用できない」（甲A第66号証10ページ）と判示しており、当該訴訟に提出された証拠関係によつては当該学校に「不当な支配」が及んでいると認めるに足りないと判示したものにすぎず、同訴訟を離れて、朝鮮高級学校と北朝鮮及び朝鮮総聯との一定の関係が一般に「不当な支配」に当たらないことを判示したものでない。

#### イ 福岡高等裁判所平成25年7月17日判決及び福岡地方裁判所平成25年2月15日判決について

上記各判決は、福岡県知事が福岡県の要綱等に基づいてした福岡朝鮮学園に対する補助金交付決定が、憲法89条後段が禁じる「公の支配」に属しない教育事業への公金支出に当たるかどうかが争われた住民訴訟の事案についてのものであり、専ら、朝鮮学校における教育事業が教育基本法16条の「公の支配」に属するか否かについて判示したものである。したが

って、原告らも自認するとおり、就学支援金の支給対象外国人学校の指定をするか否かを判断するに当たって、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当や支給法2条1項5号の「高等学校の課程に類する課程を置く」との観点から、法令に基づく適正な学校運営を求める本件規程13条の要件適合性が問題となる本件とは事案を異にする。

(4) したがって、原告らが指摘する上記各裁判例は、その主張の根拠となるものではなく、これらの裁判例をもって、本件について、朝鮮高級学校について、朝鮮総聯等による「不当な支配」がないことや財産流用のおそれがないことが明らかであるとはいえない。

2 九州朝鮮中高級学校は適正な学校運営がされており、就学支援金を流用するおそれがないとはいえないこと

(1) 原告らは、審査会において、朝鮮高級学校の学校運営について、理事会の開催等に問題がないことが明らかになっていると主張するが（原告準備書面(5)第3の3(1)・22ページ）、これまで繰り返し述べてきたとおり、審査会は、朝鮮高級学校について、原告らが指摘する理事会の開催等の状況をもって本件規程13条の基準に適合するとしていたものではない上、この点をおくとしても、原告らが審査会の意見であるとして引用するのは、他の外国人学校に対する審査会の配付資料（甲第20号証の2の3）や第5回又は第6回審査会における配付資料（甲第20号証の5の6、同号証の6の1及び2）の記載にすぎず、審査会の意見を示すものではない。

(2) 原告らは、地方公共団体（北九州市）から福岡朝鮮学園に対して補助金の交付が行われたことをもって、九州朝鮮中高級学校において適正な学校運営がされていたと主張する（原告準備書面(5)第3の3(2)・22ないし24ページ）。

しかしながら、支給法に基づく就学支援金の対象外国人学校の指定は、その目的や要件を異にする地方公共団体等からの補助金の実績によって判断さ

れるものではないし、種々の資料から、本件規程13条に定める適正な学校運営が行われていないと疑われる事情等があったことは、これまで繰り返し述べたとおりである。

(3) 原告らは、「九州朝鮮高校が、代理受領した就学支援金を授業料以外の目的に流用することは制度上おおよそ想定しがたい」(原告準備書面(5)第3の3(3)・24ページ)と主張する。

しかしながら、種々の資料から、本件規程13条に定める適正な学校運営が行われていないと疑われる事情や、朝鮮総聯が朝鮮学校を利用して資金を集めており、支給された就学支援金が支給法の趣旨に反する使途に用いられると疑われる事情等があったことは、これまで繰り返し述べてきたとおりである。また、この点をおくとしても、法令に基づく適正な学校運営がなされていない学校においては、在籍生徒数について虚偽の報告を行い、過剰に就学支援金を代理受領することなども考えられるし、第三者から「不当な支配」を受けている学校においては、国から就学支援金が支給されたにもかかわらず学校が授業料に係る債権に充当しないという事態が発生した場合でも、当該第三者による不当な働きかけ等により、生徒又は保護者がその旨を外部に明らかにすることができず、結果として、そのような事態が公にならない可能性も否定できない。したがって、原告らの上記主張は、非常に楽観的な発想というほかない。

(4) なお、原告らは、ユリア国際学園の指定に際しては、審査会において、「財政的な観点から、教育施設としての永続性という点で大丈夫なのか。」と、財政面での不安が指摘されたのに対し、事務局が「直ちにペナルティを課することはできないが、改善を促していく。就学支援金が授業料に充てられていない等の法令違反があった場合には、指定の取り消しを行う。」(甲第20号証の2の5)と回答していることをもって、九州朝鮮中高級学校についても、同様の対応がされるべきであったと主張する(原告準備書面(5)第3の

3 (3) ・ 24 ページ)。

この点、ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びビコリア国際学園に関する第2回審査会(甲第20号証の2の5)においては、「両校共通の事項について」のテーマとして、「財政の観点から、教育施設としての永続性という点では大丈夫なのか。」との委員の質問に対し、「学校の経営状況等については、一義的には所轄庁である都道府県が監督しているものであるが、納付金収入のほか、寄付金収入も多く、現時点で運営に支障はないと思われる。」と事務局が回答している。そして、「審査結果及び留意事項」という別のテーマとして、「留意事項を守らなかった場合、ペナルティはあるのか。」との委員の質問に対し、「留意事項の不履行に対して直ちにペナルティを課すことはできないが、改善を促していく。就学支援金が授業料に充てられていない等の法令違反があった場合には、指定の取消しを行う。」と事務局が回答している(以上、甲第20号証の2の5)。

しかしながら、上記前者のテーマと後者のテーマとは別のテーマについてのものであり、委員の質問と事務局の回答もそれぞれに対応して発言されたものであるから、これらを混同させる原告らの上記主張は、そもそも失当である。また、上記前者のテーマについては、事務局は、教育施設の永続性に関して質問されたことに対し、支障はないと思われると回答したものにすぎない上、上記後者のテーマについても、事務局の上記回答は、支給対象外国人学校の指定を受けた後における留意事項不遵守への対応や法令違反が発覚した場合には指定の取消しを行うことを回答したものにすぎず、指定取消しがされることが予想される法令違反の可能性がある場合であっても、取りあえず支給対象外国人学校に指定した上で事後的な対応をすれば足りるとする旨を述べたものではなく、審査会において、そのような運用がされていたことを示すものでもない。

したがって、九州朝鮮中高級学校についても、上記両校と同様の対応がさ



れるべきであったとする原告らの主張は理由がない。

(5) 以上のとおり、九州朝鮮中高級学校は適正な学校運営がされており、就学支援金を流用するおそれがないとはいえず、原告らの主張は理由がない。

3 本件不指定処分は前提となる事実には重大な誤認はないこと

(1) 原告らは、被告が提出した各種の証拠（乙第24ないし33号証）は、いずれも匿名の取材源からの情報が根拠であったり、具体的根拠が明示されていないなど著しく信用性を欠く上、被告引用の新聞報道等は九州朝鮮中高級学校等の回答によって否定されたもので、被告が指摘する裁判例等も本件不指定処分と直接の関係はないから、本件不指定処分は前提となる事実には重大な誤認があると主張する（原告準備書面(5)第2の4・25ないし28ページ）。

しかしながら、これまで繰り返し述べてきたとおり、支援室から照会された事項に対する九州朝鮮高級学校側の回答内容は、北朝鮮や朝鮮総聯による影響力を否定するような記載がある一方、客観的には北朝鮮や朝鮮総聯傘下の団体と関係があるような矛盾する回答もされ、また、公安調査庁の報告、同庁長官の国会における発言、朝鮮総聯のホームページ、国内の報道機関のみならず、北朝鮮側及び朝鮮総聯側の報道機関からの各新聞報道、団体からの申入書等からは、適正な学校運営が行われていないと疑われる事情等が認められる状況となっていたのであるから、本件不指定処分の前提となる事実には重大な誤認はない。

なお、被告が提出した証拠は、公安調査庁の報告等も含まれているところ、同庁は、法務省設置法（平成11年法律第93号）26条及び29条並びに公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）に基づいて設置された破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求等を行い、もって、公共の安全の確保を図ることを任務とする行政機関であり（公安調査庁設置法3条）、同庁がその調査対象団体である朝鮮総聯に対して行

った調査、報告を整理することはできない。

(2) 原告らは、被告が指摘した広島地方裁判所平成19年4月27日判決（広島地裁判決。乙第40号証）及び東京都による朝鮮学校調査報告書（報告書。乙第41号証）は、本件不指定処分と関連性がないと主張する（原告準備書面(5)第3の4(3)・27ページ）。

しかしながら、九州朝鮮中高級学校を含む全10校の朝鮮高級学校については、全て同一の審査会において同時に審査を行っている。それは、朝鮮総聯のホームページ（乙第23号証）に、「朝鮮総聯と在日同胞は、幼稚園から初級学校、中級学校、高級学校、大学校にいたる120余校の各級学校を日本各地に設立して、在日同胞子女に民主主義的民族教育を実施している。」、「朝鮮総聯は、日本の都道府県ごとに47の地方本部をおいている。」、「地方本部は、中央本部の決定と方針にしたがって管轄地域の諸般の活動を企画、組織、推進し、管下の階層別団体、事業体、学校を指導する。」、「朝鮮総聯の地方本部は、当該地域を区分して支部をおいている。」、「地域の集团的指導機関である支部常任委員会は委員長、副委員長、専門部署役員、管下の団体責任者、学校長などによって構成される。」などと揭示されていること、公安調査庁及び警察庁が報告している朝鮮高級学校と朝鮮総聯との関係性は、個別の学校について指摘するのではなく、朝鮮高級学校と朝鮮総聯との全国における全体的な関係性を指摘し、教育内容、人事、財政に影響が及んでいる（乙第31号証及び乙第34号証）としていることなどから、その関係性は、全体で審査する必要があると考えられたためである。そして、他の学校とはいえ、学校設置者である学校法人の運営状況（人事、財政状況など）、教青会との関係、朝鮮総聯の傘下団体である在日本朝鮮人教職員同盟（教職同）や在日本朝鮮青年同盟（朝青）への教職員、生徒の加入状況など、全10校の朝鮮高級学校は、極めて類似する性質を有している。

このように、朝鮮総聯自身が、「中央本部」と「地方支部」の関係の下、

全国…様に朝鮮高級学校を運営している旨を自ら公表していること、公安調査庁等も全学校がそのような体制下にあることを報告していること、学校の同種性が認められることからすれば、他の学校に係る不適正な学校運営について、九州朝鮮中高級学校に関係がないとはいえない。

そして、東京都による朝鮮学校調査報告書は、本件不指定処分後に作成された資料であるから、本件不指定処分当時の判断の際に考慮したものでないが、文部科学大臣の判断が不合理とはいえないことを事後的に裏付けるものである。

(3) したがって、本件不指定処分は前提となる事実に重大な誤認はなく、原告らの主張は理由がない。

#### 第4 本件不指定処分は政治的・外交的理由によってされたものではないこと

1 原告らは、①支給法の趣旨・目的、②下村前文部科学大臣の野党時代の発言、③同大臣の大臣就任後の発言、④パブリックコメントに対する文部科学省の考え方、⑤審査会の意見が結果的に取りまとめられていないことから、本件不指定処分は政治的・外交的理由によってされたものであることは明らかであると主張する(原告準備書面(5)第4・28ないし33ページ)。

2 しかしながら、そもそも、本件不指定処分は、文部科学省という行政機関としての見解に基づいてその長である文部科学大臣の立場においてされたものであり、下村前文部科学大臣としての発言と野党議員の下村前議員としての発言とは区別されるべきであり、野党議員としての発言をもって、本件不指定処分が政治的・外交的理由によってされたとはいえない。

また、これまで繰り返し述べてきたとおり、本件不指定処分は、文部科学大臣が本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らなかったことを理由としてされたものであるし、このことは本件不指定処分の通知書にも明記されているのであって、本件不指定処分は政治的・外交的理由によってされたものでは

ない。

そして、原告らの指摘する「朝鮮学校については拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、現時点での指定には国民の理解が得られない」という下村前文部科学大臣の発言は、本件不指定処分を述べたものではない上、財政問題を含む拉致問題以外の問題点も指摘して、結論として国民の理解が得られないという見解を示したものにすぎないから、これをもって、拉致問題の解決という政治的・外交的理由によって本件不指定処分がされたとはいえない。

同様に、原告らが指摘する下村前文部科学大臣の「この朝鮮学校のまま対象にできるかどうかというのは、やはり今御指摘があった拉致問題、それから国交の回復と、一定の問題がクリアした上での朝鮮高校に対する、対象になるかどうかということになってくるかと思いますが」との発言も、本件省令1条1項2号への規定を削除するという省令改正を行った後、支給対象校となるには1条校としての認可を受けるほかには、同号イあるいはロの規定によることになるが、その際に、同号イの規定による指定を受ける場合を念頭において発言したものにすぎない。

原告らは、「外交上の配慮などにより判断しないと、民主党政権時の政府統一見解として述べていたことについては、当然廃止をいたします」との同大臣の発言や、意見公募手続における文部科学省の考え方を挙げるが、被告第3準備書面第5の3(4)(35, 36ページ)で述べたとおり、上記大臣の発言は、飽くまで政権が民主党から自民党に交替したことに伴い、民主党政権時における統一見解を廃止することを表明したものであり、外交上の配慮により判断したことを発言したのではないし、及び上記意見公募手続における文部科学省の考え方も、そもそも、同意見公募手続は、本件規程13条の適合性について行われたものでも、本件不指定処分について行われたものでもない上、本件省令改正について個々の国民から寄せられた個々の意見に対する見解を示したも

のであって、本件省令改正自体の理由を示したものでもない。

審査会の意見が結果的に取りまとめられていないことについても、これまで繰り返し述べてきたとおりであり、これをもって、本件不指定処分が政治的・外交的理由によってされたものとはいえない。

3 以上のとおり、本件不指定処分は政治的・外交的理由によってされたものではなく、原告らの主張は理由がない。

## 第5 本件不指定処分は行政手続法6条及び7条に違反しないこと

### 1 標準処理期間を定めていないことは行政手続法6条に違反しないこと

(1) 原告らは、本件規程14条3項が、本件省令1条1項2号への規定による申請を受けようとする者は、「指定を受けようとする年度の前年度の5月31日までに行わなければならない」と定めた意義を合理的に解釈すれば、本件不指定処分は、指定を受けようとする年度の前年度の3月31日（遅くとも指定を受けようとする年度の前日）までにされるべきであり、標準処理期間を定めなかったことは行政手続法6条に違反すると主張する（原告準備書面(6)第1及び第2の1・2、3ページ）。

(2) しかしながら、そもそも、標準処理期間の設定については、行政庁の行為義務ではなく、努力義務にとどまるものであり、標準処理期間の設定がなくても処分が違法となるものではない（櫻井敬子、橋本博之・行政法【第4版】212ページ）。また、標準処理期間の設定が努力義務とされているのは、事例ごとのばらつきが著しい処分や、事例が極めて少ない処分など、標準処理期間の設定が困難な場合のありえる事情に配慮したためであるところ（室井力ほか・コメント行政法I【第2版】行政手続法・行政不服審査法107ページ）、本件については、本件省令1条1項2号への規定に基づく支給対象外国人学校の指定、不指定は、これまでに前例がなく、また、ホラインソングヤパンインターナショナルスクール、 코리아国際学園及び朝鮮高級

学校の3例しかなかったものであり、さらに、本件規程、特に13条の基準を満たすかどうかについては慎重な検討を要するものであり、正に標準処理期間の設定が困難な場合であったものである。

また、上記の点をおくとしても、本件規程14条3項をもって、本来あるべき処理期間が導かれるものではなく、本件申請に対する判断は、「指定を受けようとする前年度の3月31日まで」にされるべきであったとする原告らの主張は理由がない。

さらに、原告らは、処理期間について、三重県における私立専修学校設置認可審査基準（甲A第71号証）が本件規程14条3項と同様の仕組みであることを挙げ、上記のとおり主張するが、私立専修学校設置認可審査基準は、14条において、開設年度の前々年度の12月20日までに県の担当機関と事前協議を行うよう義務付けている点など、本件とは制度を異にするものであって、同基準をもって本件申請に係る処理期間が導かれることにはならない。

2 本件不指定処分までに時間を要したことは行政手続法7条に違反しないこと

- (1) 原告らは、①本件申請日である平成22年11月29日から平成23年8月29日まで約9か月間審査手続を一時停止していたこと、②審査再開後から本件不指定処分まで1年7月要したことは、いずれも行政手続法7条に違反すると主張する(原告準備書面(6)第2の2ないし4・3ないし8ページ)。
- (2) しかしながら、上記①については、被告第1準備書面第7の2(48, 49ページ)及び被告第2準備書面第4の2(2)(26ページ)で述べたとおり、北朝鮮による砲撃事件が勃発した中で、同事件についての報道状況や世論も踏まえると、審査会の委員が静謐な環境の中で(報道状況や世論にとらわれず)公正な審査を行うことができなくなるおそれがあったもので、審査手続を一時中断したことは、朝鮮高級学校に対する審査を適正に実施するために執られた合理的な措置であり、その利益を不当に害するものではない。

上記②については、本件申請に係る審査の過程において、被告第1準備書  
面第5の3（32ないし43ページ）で述べたような各種資料によって、朝  
鮮高級学校について、支給対象外国人学校の支給要件である法令に基づく適  
正な学校運営がされていることや、就学支援金の授業料に係る債権の弁済へ  
の確実な充当等に疑念が生じていたという事情があった上、支援室から照会  
された事項に対する九州朝鮮中高級学校の回答内容は、客観的には朝鮮総聯  
の協力を得たり、朝鮮総聯傘下の団体と関係があるような矛盾する回答もさ  
れたりしたことから、審査は困難な状況であり、時間を要したものである。  
したがって、本件不指定処分に時間を要したことには合理的な理由がある。  
(3) 以上のとおり、本件不指定処分は行政手続法6条及び7条に違反するもの  
ではなく、原告らの主張は理由がない。

## 第6 原告準備書面(5)第5（33ページ）記載の求釈明事項に対する回答

### 1 求釈明事項

(1) 本件不指定処分の理由については、①本件省令1条1項2号ハを削除した  
こと及び②本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らなかったことの  
二つが掲げられている。

この二つの不指定処分の理由が相互にどのような関係に立つのか（主たる  
不指定処分の理由がどちらなのか）について、明らかにされたい。

(2) 本訴訟において問題となるのは、本件規程13条の基準のみか、それ以外  
の基準もあるのか、明らかにされたい。

### 2 回答

#### (1) 求釈明事項1について

本件不指定処分の理由は、本件規程13条の基準に適合すると認めるに至  
らなかったことによる。

文部科学大臣は、九州朝鮮中高級学校を含む各朝鮮高級学校について、本件規程 1 3 条の基準に適合すると認めるに至らないと判断し、本件省令 1 条 1 項 2 号への指定に係る審査の過程において、強制的に立入調査を実施して書類を押収するなどの権限がなく、指定の基準を満たすかどうかの審査に限界があることが明らかになり、他方、当時、ホライゾンジャパンインターナショナルスクール及びコリア国際学園の 2 校以外には同号へによる指定を求めたことを認められ、また、仮に、今後朝鮮高級学校のほかに新たな外国人学校が出現したとしても、一般的な制度の在り方からすれば、上記のような限界がある本件省令 1 条 1 項 2 号への指定に係る審査の仕組み自体を存続させておくことはできないと判断し、このような事情も踏まえ、本件省令改正を行った。

このように、本件不指定処分の理由は、飽くまで本件規程 1 3 条の基準に適合すると認めるに至らなかったことである。支給法等上、文部科学大臣が支給要件を満たすものと認めるに至らない以上、就学支援金支給の対象校として指定することはできないのであるから、支給法等の仕組みからしても、このことは明らかである。

その結果、同号への指定の仕組みの下では朝鮮高級学校は就学支援金支給の対象校として指定を受けられないことから、本件省令改正の点についても、念のため、本件不指定処分の理由に含めて通知したものである。

## (2) 求釈明事項 2 について

被告が本件規程の中で問題としているのは、本件規程 1 3 条の基準の適合性のみである。

なお、被告が答弁書第 2 の 4 (2) イ (1 4 ページ) において、「九州朝鮮中高級学校が本件規程における指定の基準をすべて満たしていたとの点は争う。」としていたのは、「すべて」の中に本件規程 1 3 条の基準も含まれる



以上

ことから、争うと認否していたものである。

用 語	略 語	記載書面	ページ数
学校法人福岡朝鮮学園	本件法人	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (甲第1号証)	支給法	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 (文部科学省令第13号。甲第3号証)	本件省令	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程 (甲第4号証)	本件規程	答弁書	4
本件法人が、本件規程14条に基づき文部科学省に提出した申請書類 (甲第12号証, 乙第1号証)	本件申請書類	答弁書	4
朝鮮民主主義人民共和国	北朝鮮	答弁書	5
大韓民国	韓国	答弁書	5
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (文部科学省令第3号)	本件改正省令	答弁書	6
本件省令1条1項2号ハを削除したこと	本件省令改正	答弁書	6
文部科学大臣が、平成25年2月20日付けで本件法人を含む朝鮮高級学校について不指定の処分を行ったこと (甲第13号証)	本件不指定処分	答弁書	6
本件法人が、文部科学大臣に対し、本件省令14条1項に基づき、本件省令1条1項2号ハに基づく指定を受けするための申請	本件申請書類	答弁書	6
高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議	検討会議	答弁書	10

経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権A規約	答弁書	11
市民及び政治的権利に関する国際規約	国際人権B規約	答弁書	11
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	答弁書	11
民族的, 宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言	マイノリティ宣言	答弁書	12
我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校	外国人学校	第1準備書面	4
就学支援金の支給の対象となる学校	支給対象外国人学校	第1準備書面	4
国家賠償法	国賠法	第1準備書面	4
生徒又は学生	生徒等	第1準備書面	5
在日本朝鮮人総聯合会	朝鮮総聯	第1準備書面	6
公立高等学校以外の高等学校等	私立高等学校等	第1準備書面	7
高等学校等就学支援金の支給に関する審査会	審査会	第1準備書面	32
文部科学省初等中等教育局財務課 高校修学支援室	支援室	第1準備書面	32
株式会社整理回収機構	機構	第1準備書面	34

原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(1)	原告準備書面(1)	第2準備書面	4
原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(2)	原告準備書面(2)	第2準備書面	4
広島地方裁判所平成19年4月27日判決(乙第40号証)	広島地裁判決	第2準備書面	16
平成25年11月の東京都による「朝鮮学校調査報告書」(乙第41号証)	報告書	第2準備書面	18
最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決	昭和51年最高裁判決	第2準備書面	22
原告らの2014年(平成26年)12月15日付け準備書面(3)	原告準備書面(3)	第3準備書面	4
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(5)	原告準備書面(5)	第4準備書面	3
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(6)	原告準備書面(6)	第4準備書面	3